

# 令和4年度介護保険 地域密着型サービス事業整備説明会 (再募集)

- 1 地域密着型サービスの概要
- 2 地域密着型サービス事業者の指定方針
- 3 事業候補者選定及び事業所開所までのスケジュール
- 4 指導・監督等について
- 5 申込手続き
- 6 募集要項に関する質問の受付、回答

令和4年10月7日(金) 14時00分～  
出水市中央公民館 学習室1、2

出水市いきいき長寿課

## 1 地域密着型サービスの概要

### (1) 制度の趣旨

平成18年4月の介護保険制度の改正により、高齢者が要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、身近な市町村で支援が提供されるサービスとして「地域密着型サービス」が創設されました。

このサービスは、原則としてその市町村が事業者の指定及び指導・監督を行うこととなります。

### (2) 主な地域密着型サービスの種類

- ① 小規模多機能型居宅介護
- ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ③ 地域密着型通所介護
- ④ 認知症対応型共同生活介護
- ⑤ 認知症対応型通所介護
- ⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### (3) 地域密着型サービスの特徴

- ① 市町村がサービス事業者の指定を行い、指導監督権限を有します。
- ② サービス利用は、原則として、当該市町村の住民のみ可能です。
- ③ 市町村（又は生活圏域）ごとに必要整備量を介護保険事業計画に定め、これを超える場合には市町村は指定の拒否ができます。
- ④ 地域の実情に応じた弾力的な報酬・基準を設定できます。
- ⑤ 介護保険運営協議会において、被保険者その他関係者の意見を反映します。
- ⑥ 指定の更新制の導入（6年毎に更新を受けなければ指定の効力を失う。）

## 2 地域密着型サービス事業者の指定方針

### (1) 日常生活圏域（地域区分）の設定について

第3期以降の介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるように、市内を日常生活の圏域に分け、圏域毎に地域密着型サービスのサービス量を見込むことが求められています。

本市では、第7期計画から日常生活圏域の設定をしており、今回整備分については、5つの日常生活圏域のうち、未整備の3つの圏域での整備を進めます。

### (2) 地域密着型サービスの整備方法

第8期事業計画に基づき令和3年度から令和5年度までの3か年で整備することにしており、令和4年度は別添募集要項のとおり整備します。

## 3 事業候補者選定及び事業所開所までのスケジュール

事業候補者選定及び事業所開所までの予定スケジュールは、P4「地域密着型サービス事業整備スケジュール」のとおりです。

事業候補者選定では、複数の申請があった整備対象区域については、事業候補者1者を選び、全ての申請者に対して文書で結果の通知を行います。

なお、当初の事業候補者の公募で事業者が決まらなかった整備対象区域については、再度募集を行う場合があります。

提出していただく設立趣意・計画書の様式は、市ホームページからダウンロードできます。なお、内容として、施設の構想（平面図や構想に関する考え）や資金計画の他、地元への説明、具体的な事業内容、運営方針の詳細等の記入が必要です。

#### 4 指導・監督等について

市は、介護保険法第23条等により、保険給付に関して必要と認めるときは、地域密着型サービス事業者に文書等の提示を求めることがあります。

また、介護保険法第78条の9（第115条の18）により、地域密着型サービス事業者が、

- ① 指定時に市から付された条件に従わないとき
- ② 人員基準を満たさないとき
- ③ 設備・運営基準に従った運営をしていないとき

以上の場合は、期限を定めて条件に従い基準を遵守することを勧告することができます。

また、同法78条の10（第115条の19）により、地域密着型サービス事業者の指定を取り消し、又は期間を定めて、その指定の全部もしくは一部の効力を停止することができます。

また、新規に指定を受けた事業所は、指定を受けた年度又は次年度に必ず実地指導を行う予定です。

#### 5 申込手続き

別添募集要項のとおり

#### 6 募集要項に関する質問の受付、回答

- (1) 受付期間 令和4年11月11日（金）17時15分まで  
（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除きます。）
- (2) 提出方法 P5の「質問票」で、郵便、FAX又はEメールで送付してください。
- (3) 提出先 〒899-0292 出水市緑町1番3号  
出水市役所保健福祉部いきいき長寿課介護保険係  
（電話 0996-63-2111 内線 1231 FAX0996-62-7767）  
電子メール choujyu\_c@city.izumi.kagoshima.jp

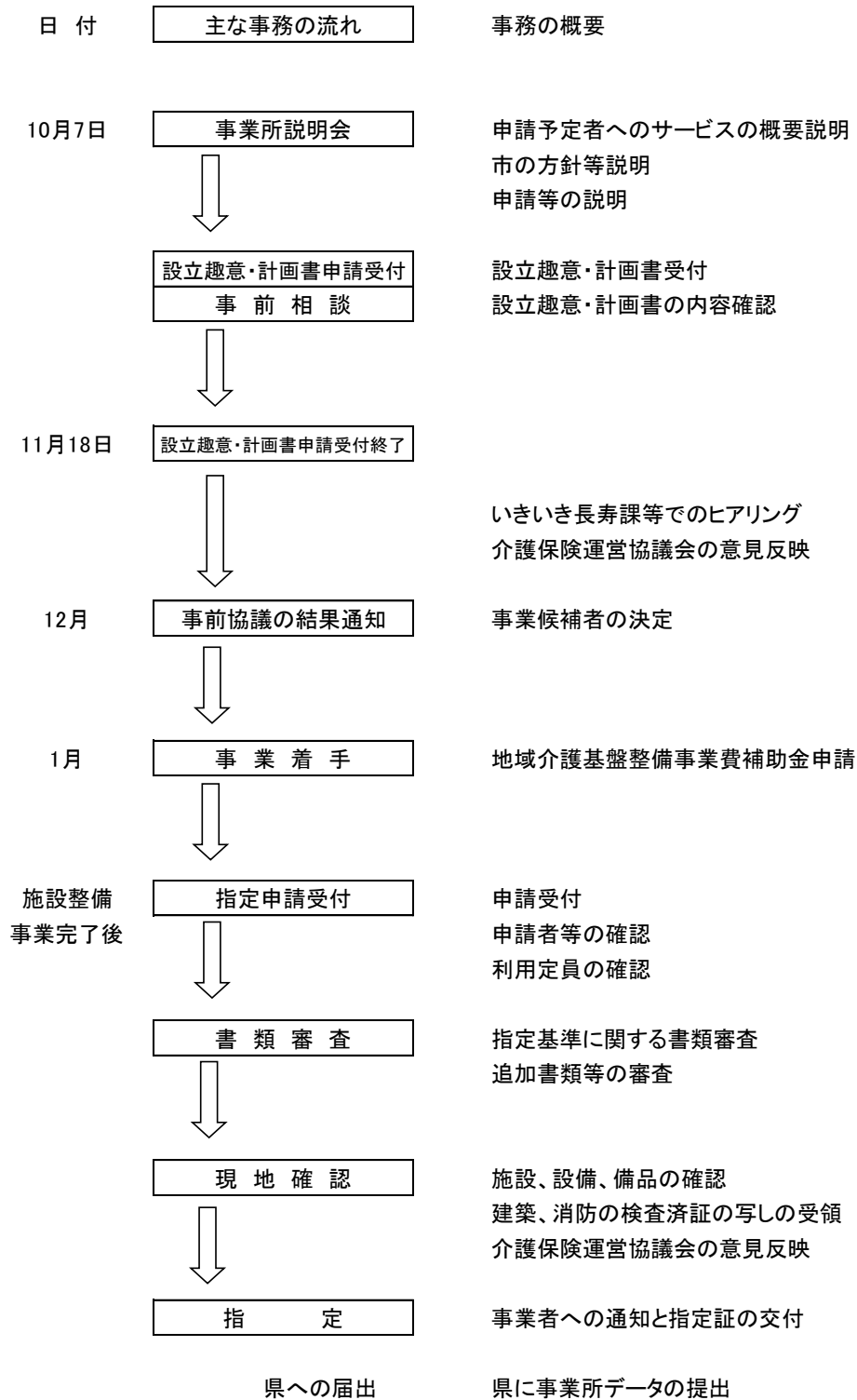
※ 受付期間を過ぎての質問には、原則として対応しないものとします。  
また、個人情報に関するものにはお答えできません。

#### (4) 質問の回答

質問に係る回答は、11月15日（火）までに、FAX又はEメールで行います。

また、出水市のホームページにも掲載します。この場合において、当該質問をされた法人名等は掲載しないものとします。

## 地域密着型サービス事業整備スケジュール



送付先 〒899-0292  
出水市緑町1番3号  
出水市役所いきいき長寿課介護保険係  
電話 0996-63-2111 (内線1231)  
FAX 0996-62-7767  
Eメール chojyu\_c@city.izumi.kagoshima.jp

## 質 問 票

法人名 ( )  
担当者名 ( )

質問項目	質問の詳細

送付期限 11月11日(金) 17:15 (時間厳守)